

議案第34号

令和6年度基山町一般会計補正予算（第3号）

令和6年度基山町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ686,248千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,774,878千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月3日提出

基山町長 松田 一也

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 町税		2,518,919	22,845	2,541,764
	1 町民税	1,013,518	△65,115	948,403
	2 固定資産税	1,316,199	86,933	1,403,132
	3 軽自動車税	56,616	1,027	57,643
9 地方特例交付金		6,440	100,439	106,879
	1 地方特例交付金	6,440	100,439	106,879
10 地方交付税		1,142,611	314,287	1,456,898
	1 地方交付税	1,142,611	314,287	1,456,898
12 分担金及び負担金		29,978	10,646	40,624
	1 分担金	3,847	10,646	14,493
13 使用料及び手数料		135,531	10	135,541
	1 使用料	86,957	10	86,967
14 国庫支出金		1,439,172	133,291	1,572,463
	1 国庫負担金	806,685	115,095	921,780
	2 国庫補助金	627,681	18,196	645,877
15 県支出金		670,212	83,637	753,849
	1 県負担金	413,336	56,856	470,192
	2 県補助金	222,661	26,781	249,442
16 財産収入		5,722	600	6,322
	2 財産売払収入	116	600	716
18 繰入金		1,249,484	△284,113	965,371
	1 基金繰入金	1,248,434	△284,180	964,254
	2 特別会計繰入金	1,050	67	1,117
19 繰越金		15,000	275,559	290,559
	1 繰越金	15,000	275,559	290,559
20 諸収入		179,169	4,486	183,655

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		105,034	258	105,292
	1 議会費	105,034	258	105,292
2 総務費		2,073,652	160,993	2,234,645
	1 総務管理費	1,904,598	157,410	2,062,008
	2 徴税費	89,383	3,820	93,203
	3 戸籍住民基本台帳費	77,362	△237	77,125
3 民生費		3,178,224	232,801	3,411,025
	1 社会福祉費	1,813,475	231,221	2,044,696
	2 児童福祉費	1,364,447	1,580	1,366,027
4 衛生費		728,321	5,396	733,717
	1 保健衛生費	280,819	5,396	286,215
	2 清掃費	446,652	0	446,652
6 農林水産業費		96,372	5,122	101,494
	1 農業費	82,971	5,122	88,093
7 商工費		117,747	89,597	207,344
	1 商工費	117,747	89,597	207,344
8 土木費		862,472	39,277	901,749
	1 土木管理費	33,176	347	33,523
	2 道路橋梁費	575,911	5,432	581,343
	3 都市計画費	45,363	32,754	78,117
	4 下水道費	162,828	0	162,828
	5 住宅費	45,194	744	45,938
9 消防費		307,758	45,773	353,531
	1 消防費	307,758	45,773	353,531
10 教育費		984,359	31,825	1,016,184
	1 教育総務費	103,337	1,152	104,489

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	2 小学校費	161,411	18,229	179,640
	3 中学校費	71,991	9,149	81,140
	4 社会教育費	315,881	4,466	320,347
	5 保健体育費	331,489	△1,171	330,318
11 災害復旧費		8,488	4,937	13,425
	1 農林水産施設災害復旧費	2,258	1,237	3,495
	3 公共施設・公用施設災害復旧費	0	3,700	3,700
12 公債費		591,445	△3,870	587,575
	1 公債費	591,445	△3,870	587,575
13 諸支出金		142	73,702	73,844
	2 諸費	0	73,702	73,702
14 予備費		14,760	437	15,197
	1 予備費	14,760	437	15,197
歳出合計		9,088,630	686,248	9,774,878

第2表 債務負担行為

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
地域おこし協力隊人件費	令和7年度から令和9年度まで	14,459千円
集落支援員人件費	令和7年度から令和9年度まで	13,927千円
筑紫野・小郡・基山清掃施設組合熱回収施設基幹的設備改良工事にかかる事業債負担金 (令和5年度起債分)	令和7年度から令和25年度まで	6,200千円

第 3 表 地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業	2,900	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	13,600	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
自然災害防止事業	3,800	同上	同上	同上	17,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	18,090	同上	同上	同上	18,751	同上	同上	同上